



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年9月30日(水) 号外(第3号)

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
<b>公 告</b>	
○国土利用計画法施行令の規定による基準地の単位面積当たりの標準価格(地域創生課)	3

■規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項の表戦略セールス局の部観光魅力創出課の項中「DESTINEーションキャンペーン推進室」を「誘客創出係」に改め、同条第五項の表観光魅力創出課の項を削る。

第七十八条第一項の表群馬県伊勢崎保健福祉事務所の項中「保健係」を「保健第一係、保健第二係」に改める。

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

■ 公 告

国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項の規定により基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日 令和2年7月1日
- 2 基準地の単位面積当たりの価格等 別冊のとおり